

注意！冬のお風呂の死亡事故

昨年、能代山本広域消防本部管内では、14人の方が入浴中の事故により死亡しております（平成26年救急統計）。秋田県では約200人、全国でも推計1万9千人を数えており、その9割以上が高齢者の方です。

入浴中の事故は冬の寒い時期に多いことから、事故を未然に防ぐため次の点に注意しましょう。

入浴中の事故防止 注意点

- ・脱衣所や浴室はあらかじめ暖めておきましょう。
- ・お湯は41℃以下で、長湯は避け、半身浴を心がけましょう。
- ・入浴の前後は、しっかり水分補給しましょう。
- ・入浴中は急に立ち上がりせず、転倒防止に努めましょう。
- ・声かけを習慣化し、家族ぐるみで事故を防ぎましょう。

※体調が悪い、お酒を飲んだ、睡眠薬を飲んだ時は入浴を控えましょう。



お風呂場でぐったりしている人・溺れている人を発見したら、救急車を！

【お問い合わせ先】 二ツ井消防署 藤里分署 ☎79-1119

ハンセン病にかかったことはありませんか？ ～補償金の申請手続期限（H28.3.31）が迫っています～

過去にハンセン病にかかったことがある方には、国から補償金（和解一時金）が支払われています（既に亡くなられた方も対象となります）。

◆補償金の対象者ではありませんか？◆

※療養所に入所したことがない方も対象となります。

※すでに国から補償金（和解一時金）を受け取った方は、対象とはなりません。

※対象者がお亡くなりになられている場合は、ご遺族（法定相続人）にお支払いしています。

※期限が迫っています（手続期限：平成28年3月31日）。

訴訟の手続が必要ですので、余裕をもってご相談ください。

相談窓口（いずれかにご相談ください）

- 公益財団法人沖縄県ゆうな協会 ☎098-832-9528
- 法律事務所 ☎098-938-4381
- 厚生労働省（難病対策課） ☎03-5253-1111（内線2369）

「ハンセン病の補償金について」とお伝えください。担当者が対応いたします。

- 家に保健所や病院の方が来ることはありません。
- 名前が公表されることもありません。
- 手紙や電話が突然来ることもありません。
- 家族・友人に知られることもありません。
- ご質問や請求申請をされる方のプライバシーは固く守られます。
- どんなことでも結構です。まずは、お問い合わせください。

【お問い合わせ先】

秋田県健康福祉部健康推進課 健康危機管理・疾病対策班 ☎018-860-1424